

期日指定定期預金

平成 25 年 1 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・期日指定定期預金														
2.販売対象	・個人のみ														
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期の指定は1カ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 														
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上300万円未満 ・1円単位 														
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。														
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算 														
7.税金	・平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)														
8.手数料	——														
9.付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。 														
10.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 <table border="1" data-bbox="349 1176 1011 1458"> <thead> <tr> <th>預入期間 \ 約定期間</th> <th>3年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>2年以上の約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6カ月未満</td> <td>2年以上の約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6カ月以上2年未満</td> <td>2年以上の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6カ月未満</td> <td>2年以上の約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6カ月以上3年未満</td> <td>2年以上の約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)小数点第4位以下切り捨て</p>	預入期間 \ 約定期間	3年もの	6カ月未満	解約日の普通預金利率	6カ月以上1年未満	2年以上の約定利率×40%	1年以上1年6カ月未満	2年以上の約定利率×50%	1年6カ月以上2年未満	2年以上の約定利率×60%	2年以上2年6カ月未満	2年以上の約定利率×70%	2年6カ月以上3年未満	2年以上の約定利率×90%
預入期間 \ 約定期間	3年もの														
6カ月未満	解約日の普通預金利率														
6カ月以上1年未満	2年以上の約定利率×40%														
1年以上1年6カ月未満	2年以上の約定利率×50%														
1年6カ月以上2年未満	2年以上の約定利率×60%														
2年以上2年6カ月未満	2年以上の約定利率×70%														
2年6カ月以上3年未満	2年以上の約定利率×90%														
11.金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。														
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時~17時、電話:0278-23-4511)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p>														
13.その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます) 														